国立大学法人岡山大学 学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合 執行委員長 高岡敦史

## 人事院勧告対応に関する要求および 号俸の大くくり化についての質問書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。特に今年度は、厳しい財政状況の中で、例年にない大幅な増額となった人事院勧告に対応するため、難しい調整をされてきたことと推察いたします。

岡山大学では、例年 12 月に人事院勧告への対応がなされますが、今年はそれまでに対応を決定することができず、年度内には対応を間に合わせるとのことで、もしかすると人事院勧告に準拠した対応ができないのではないかと組合では危惧していたところですが、2024年度に影響する給与勧告については、俸給表が2024年4月1日遡及、賞与が2024年12月期遡及、いずれも3月給与で追給するという形で人事院勧告に準拠するとのことで、大学の対応を高く評価いたしております。

一方で、2025 年度以降に影響する給与制度のアップデートについては、岡山大学の給与制度として適切であるかどうかを慎重に検討し、3月の本会議で改めて審議するとのことで、未だに対応が決定していないものがいくつかあります。組合では、それらについても最低限度として人事院勧告に準拠した対応がなされることが当然必要であると考えており、そのような対応がなされることを要求します。

また、人事院勧告に準拠した対応が既に決定している 2025 年度に影響する給与制度のアップデートに号俸の大くくり化がありますが、これは改定内容が分かりにくく、2025 年 4 月時の俸給表の変更については、確かに教職員に不利益はでないようになっていますが、長期的な給与支給、各教職員の生涯賃金でみたときに不利益が発生する可能性があるのではないかと組合では考えています。そこで、前記の要求に加えて、号俸の大くくり化について、いくつかの質問があります。

下記の要求と質問に対し3月7日までに文書での回答をお願いします。

## 1. 人事院勧告対応に関する要求

検討継続中の 2025 年度以降に影響する給与制度のアップデートについて、最低限度として人事院勧告に準拠した給与制度の改定を行うこと。

- 1-1. 通勤手当の引き上げについて、最低限度として人事院勧告に準拠し、支給限度額を 月15万円に引き上げ、その範囲内で特急料金も全額支給するようにすること。
- 1-2. 通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大について、最低限度として人事院勧告に準拠し、採用時から新幹線通勤等に係る通勤手当、単身赴任手当の支給を可能にすること。
- 1-3. 再雇用職員への手当拡大について、最低限度として人事院勧告に準拠し、再雇用職員に住居手当を新たに支給すること。
- 1-4. 扶養手当の見直しについて、最低限度として人事院勧告に準拠し、子に係る手当を増額すること。可能であれば、配偶者に係る手当の廃止をしないこと。
- 1-5. 地域手当の支給地域の見直しについて、最低限度として人事院勧告に準拠し、令和 8年度より地域手当を3%から4%に引き上げて支給すること。
- 2. 号俸の大くくり化についての質問 2025年4月に実施予定の号俸の大くくり化について、以下の質問に回答すること。
- 2-1. 号俸の大くくり化の説明に「昇給については、勤務成績が極めて良好もしくは特に 良好である場合に限り行うものとする」とあるが、勤務評価と俸給はきちんと連動す る設計はできているのか?
- 2-2. 号棒の大くくり化によって、現状と比較して昇給する人数などはどのように変わる ことを想定しているのか具体的に例示してほしい。
- 2-3. 号俸の大くくり化によって、生涯賃金にどのような影響が出るのか?
- 2-4. 号俸の大くくり化によって、大学の総人件費の試算はどう変化するのか?
- 2-5. 号俸の大くくり化によって、新年俸制の給与はどのように改定されるのか? また、新年俸制の給与改定も 2025 年度から適用されるのか?

以上